

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和3年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
家 庭 源	可燃ごみ	収集ごみ	77,370	76,650	80,910	78,960	91,520	82,240	77,250	83,420	77,710	75,040	62,320	75,830	939,220
		搬入ごみ	15,680	17,060	15,930	13,430	12,580	12,710	15,700	14,080	12,040	6,570	6,270	11,530	153,580
		小計	93,050	93,710	96,840	92,390	104,100	94,950	92,950	97,500	89,750	81,610	68,590	87,360	1,092,800
	不燃ごみ	収集ごみ	9,050	7,650	8,080	6,760	7,140	7,630	7,360	7,760	9,150	7,280	7,310	7,140	92,310
		搬入ごみ	14,330	19,570	21,190	14,160	16,970	16,900	11,100	19,920	13,060	2,600	6,570	10,260	166,630
		小計	23,380	27,220	29,270	20,920	24,110	24,530	18,460	27,680	22,210	9,880	13,880	17,400	258,940
	粗大ごみ		350	450	1,220	720	1,080	690	200	250	260	70	30	580	5,900
	古紙類	ダンボール	35,560	20,420	22,420	18,720	18,110	20,370	18,790	17,820	15,390	21,960	3,640	30,980	244,180
		新聞	8,070	7,530	6,900	0	7,520	7,780	0	8,580	8,240	0	7,060	8,100	69,780
		雑誌	8,920	7,100	6,850	6,800	6,840	6,280	6,940	5,510	6,740	9,000	6,140	6,780	83,900
		紙パック	0	0	0	0	434	0	0	0	0	394	0	0	828
	小計		52,550	35,050	36,170	25,520	32,904	34,430	25,730	31,910	30,370	31,354	16,840	45,860	398,688
	ガラス類	無色びん	0	0	0	0	0	0	13,600	0	0	0	0	0	13,600
		茶色びん	0	14,650	0	0	0	0	0	13,940	0	0	0	0	28,590
		その他びん	0	0	0	0	0	0	0	0	13,130	0	0	0	13,130
小計		0	14,650	0	0	0	0	13,600	13,940	13,130	0	0	0	55,320	
金属類	スチール缶	0	0	2,600	0	0	1,490	0	0	0	2,200	0	2,040	8,330	
	アルミ缶	0	0	5,380	0	0	5,740	0	0	0	5,920	0	4,380	21,420	
	金属スラップ	7,820	8,160	8,640	9,200	7,540	4,820	7,728	7,848	8,365	6,068	5,360	3,968	85,517	
	小計	7,820	8,160	16,620	9,200	7,540	12,050	7,728	7,848	8,365	14,188	5,360	10,388	115,267	
プラスチック類	ペットボトル	2,260	2,290	3,370	3,350	4,570	3,340	3,460	3,600	2,330	3,440	2,320	1,130	35,460	
	発泡スチロール	0	530	0	0	0	0	0	359	0	0	0	0	889	
	その他	1,820	5,540	5,610	3,580	7,390	3,660	5,440	5,520	3,680	3,400	5,100	8,220	58,960	
	小計	4,080	8,360	8,980	6,930	11,960	7,000	8,900	9,479	6,010	6,840	7,420	9,350	95,309	
布類		216	0	0	124	214	0	215	152	264	0	94	151	1,430	
使用済小型家電		0	0	0	0	3,525	0	0	0	2,118	0	0	0	5,643	
有害ごみ	乾電池	0	0	0	0	0	2,860	0	0	0	0	0	0	2,860	
	蛍光管	0	0	0	0	1,460	0	0	0	0	0	0	0	1,460	
	小計	0	0	0	0	1,460	2,860	0	0	0	0	0	0	4,320	
計		64,666	66,220	61,770	41,774	57,603	56,340	56,173	63,329	60,257	52,382	29,714	65,749	675,977	
合計		181,446	187,600	189,100	155,804	186,893	176,510	167,783	188,759	172,477	143,942	112,214	171,089	2,033,617	
累計		181,446	369,046	558,146	713,950	900,843	1,077,353	1,245,136	1,433,895	1,606,372	1,750,314	1,862,528	2,033,617		
事業系	可燃ごみ	66,990	60,420	57,390	64,350	73,470	58,740	61,690	58,720	53,690	44,080	42,360	48,770	690,670	
	不燃ごみ	18,110	13,470	14,400	12,610	12,090	15,210	18,560	15,920	15,120	2,860	7,930	15,750	162,030	
	合計	85,100	73,890	71,790	76,960	85,560	73,950	80,250	74,640	68,810	46,940	50,290	64,520	852,700	
	累計	85,100	158,990	230,780	307,740	393,300	467,250	547,500	622,140	690,950	737,890	788,180	852,700		
総合計		266,546	528,036	788,926	1,021,690	1,294,143	1,544,603	1,792,636	2,056,035	2,297,322	2,488,204	2,650,708	2,886,317	19,615,166	
累計		266,546	794,582	1,583,508	2,605,198	3,899,341	5,443,944	7,236,580	9,292,615	11,589,937	14,078,141	16,728,849	19,615,166		

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	21,260	25,220	22,170	21,260	14,530	19,840	17,160	30,540	14,963	4,310	12,730	17,810	221,793

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月30日	5月31日	6月30日	7月30日	8月31日	9月30日	10月29日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月30日	5月31日	6月30日	7月30日	8月31日	9月30日	10月29日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月30日	5月31日	6月30日	7月30日	8月31日	9月30日	10月29日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月30日	5月31日	6月30日	7月30日	8月31日	9月30日	10月29日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第14号ロ
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月30日	5月31日	6月30日	7月30日	8月31日	9月30日	10月29日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回	3月31日	315,729	103,380	212,348	第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流) 採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月14日	5月11日	6月9日	7月7日	8月11日	9月8日	10月13日	11月10日	12月8日	1月12日	2月9日	3月2日
結果の得られた日	4月22日	5月28日	6月16日	7月16日	8月19日	9月16日	10月26日	12月3日	12月17日	1月21日	2月17日	3月9日
塩化物イオン	12	5	8.5	4	4	4	5	4	4	4	4	4
電気伝導率	12	8.7	5	8.4	7.7	7.2	8.1	7.2	7.8	8.4	8.8	8.6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月10日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	5月28日	12月3日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月10日	ダイオキシン類	0.097	0.14	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月7日	12月10日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井(上流)

採水場所:

弟子屈町字美留和79番地1

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月14日	5月11日	6月9日	7月7日	8月11日	9月8日	10月13日	11月10日	12月8日	1月12日	2月9日	3月2日
結果の得られた日	4月22日	5月28日	6月16日	7月16日	8月19日	9月16日	10月26日	12月3日	12月17日	1月21日	2月17日	3月9日
塩化物イオン	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6
電気伝導率	9.5	8.8	8.9	8.5	8.2	7.6	8.4	7.8	8.2	8.9	9.3	9.2
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月10日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	5月28日	12月3日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月10日	ダイオキシン類	0.16	0.090	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月7日	12月10日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月14日	5月11日	6月9日	7月7日	8月11日	9月8日	10月13日	11月10日	12月8日	1月12日	2月9日	3月2日
結果の得られた日	4月22日	5月28日	6月16日	7月16日	8月19日	6月16日	10月26日	12月3日	12月17日	1月21日	2月17日	3月9日
水素イオン濃度(水素指数)	7.4	7.8	7.2	7.3	7.6	7.7	7.6	7.6	8.1	7.4	7.4	7.9
生物学的酸素要求量	0.6	< 0.5	0.9	0.5	< 0.5	0.5	0.7	0.5	< 0.5	0.9	< 0.5	< 0.5
化学的酸素要求量	7.2	7.1	7.4	8.1	9.0	6.8	9.1	7.5	7.7	7.4	7.8	9.2
浮遊物質	1	1	< 1	2	< 1	1	2	1	1	2	2	2
窒素含有量	4.0	5.2	4.1	3.6	5.1	3.8	4.4	3.8	3.8	3.9	3.9	3.9
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月10日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	5月28日	12月3日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	0.1
有機リン化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	0	0
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.01	0.001	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.002	燐含有量	1.2	0.25
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	ほう素及びその化合物	0.35	0.41	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.001	ふっ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	4.4	2.7			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月10日	ダイオキシン類	0	0.000051	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月7日	12月10日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		